

養育医療の申請をされる保護者の皆さまへ

身体の発育が未熟なままお生まれになり、入院が必要なお子様の医療費と食事療養費を一部助成し、お子様の健やかな成長を支援します。

1 対象となる方

出生直後から入院加療中のお子様のうち、医師が入院養育を必要と判断したお子様
(1歳のお誕生日の前々日まで)

2 養育医療給付の流れ

① 申請書等の提出

- 養育医療給付申請書
- マイナンバーカード 個人番号通知書、マイナンバー記載の住民票等
- 養育医療意見書
- 医療費受給者証 未申請の場合は受給者証の交付をご案内します。
- 世帯調書
- 市民税課税内容等が確認できる書類)
- 委任状 扶養義務者が1月1日に長岡京市にお住まいでなかった場合のみ。
申請時期によって必要な年度が異なりますので、ご相談ください。
- 印鑑
- お子様の資格確認書または資格情報のお知らせ
資格確認書または資格情報のお知らせの代わりに、マイナンバーカードを持参する場合は、マイナンバーの健康保険情報画面を提示してください。

② 養育医療券を病院へ提示

認定されると「養育医療券」が届きます。「養育医療券」をお子様が入院されている病院へ提出してください。病院窓口での医療費と食事療養費のお支払いが不要となります。

*オムツ代など、保険が適用されないお支払いは制度の対象外です。

*認定却下の場合は、却下通知をお送りします。

▽ 認定後、次のときはお手続きが必要です。

- ・加入保険や住所が変更になる場合 - 「養育医療券等記載事項変更届」の提出
- ・予定の入院期間を超えて、引き続き入院が必要になった場合
 - 認定された入院期限がくる前に、「養育医療給付継続申請書」の提出
- ・転院する場合 - 改めて養育医療の申請

③ 費用のお支払い

長岡京市へ自己負担金のお支払いが必要です。金額は、世帯の所得に応じて決まります。

月々の額が確定した後、長岡京市から納入通知書を送付します。通知書に記載されている指定金融機関にてお支払いください。

*この費用には、「子育て支援医療費制度」等、市の医療助成制度を適用します。裏面の例をご参照ください。

*納入通知書は、病院から市へ請求があってから送付します。退院の数か月後となります。

所得の対象年 1月から6月の申請 - 前々年の所得、7月から12月の申請 - 前年の所得

市民税課税内容等が確認できる書類 確定申告書の写し、市町村民税課税証明書、給与所得のみの方は年末調整済の源泉徴収票、マイナンバーによる地方税情報の照会を希望される場合は不要

例) 子育て支援医療制度（医療費のみが対象）を適用した自己負担金 月ごとに決まります。

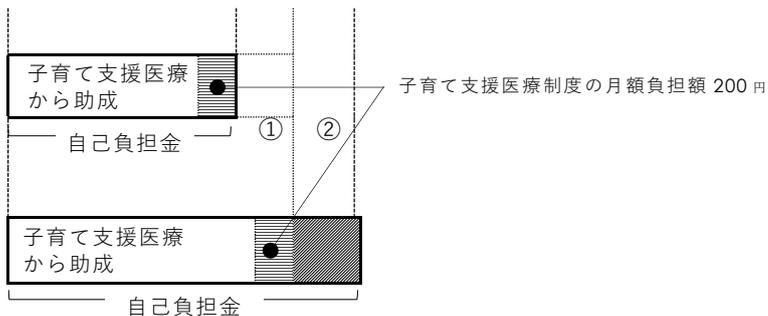
保険が適用される医療費			医療費外	
約 8 割	高額療養費	自己負担額	食事療養費	室料・オムツ代 等

健康保険からの給付

長岡京市が病院へ支払い

病院窓口でお支払い

例 1 健康保険適用後の自己負担額
 > 養育医療の自己負担金 の場合
 = 実際の負担金 200 円①



例 2 健康保険適用後の自己負担額
 < 養育医療の自己負担金 の場合
 = 実際の負担金
 200 円① + 食事療養費の一部②

3 その他

心配なことや相談したいことがありましたら、お気軽にご連絡ください。

▷お子さんの育児・発育等について 健康づくり推進課 保健活動担当 075-955-9704

▷養育医療制度について 医療年金課 医療係 075-955-9519

(参考) 未熟児養育医療と子育て支援・福祉医療制度

	未熟児養育医療制度	子育て支援・福祉医療制度
交付されるもの	養育医療券	子育て支援・福祉医療費受給者証
病 院	全国の指定養育医療機関 全国で養育医療券の対応が可能。	全国の保険医療機関・薬局等 京都府内の医療機関のみ、受給者証の対応が可能。府外受診分は申請による返金対応。
対象治療	養育医療のための入院	入院・外来
対象費用	医療費・ミルク代	医療費
自己負担額	世帯の所得に応じて月額が決定	一医療機関につき月額 200 円または負担金なし